

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 294.9 ha	<p>中原区井田1丁目地内において、箇所番号13を廃止する。</p> <p>中原区上新城1丁目地内において、箇所番号163を廃止する。</p> <p>高津区下作延4丁目地内において、箇所番号114を廃止する。</p> <p>高津区下作延4丁目地内において、箇所番号115を廃止する。</p> <p>高津区千年地内において、箇所番号223を廃止する。</p> <p>高津区千年地内において、箇所番号227を廃止する。</p> <p>高津区久末地内において、箇所番号259を廃止する。</p> <p>高津区向ヶ丘地内において、箇所番号363を廃止する。</p> <p>宮前区潮見台地内において、箇所番号151を廃止する。</p> <p>宮前区神木本町2丁目地内において、箇所番号173を廃止する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号315を廃止する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号367を廃止する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号447を廃止する。</p> <p>宮前区初山2丁目地内において、箇所番号477を廃止する。</p> <p>宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号616を廃止する。</p> <p>宮前区有馬8丁目地内において、箇所番号704を廃止する。</p> <p>多摩区生田2丁目地内において、箇所番号19を廃止する。</p> <p>多摩区菅稲田堤1丁目地内において、箇所番号114を廃止する。</p> <p>多摩区菅稲田堤1丁目地内において、箇所番号115を廃止する。</p> <p>多摩区長沢3丁目地内において、箇所番号250を廃止する。</p> <p>多摩区中野島1丁目地内において、箇所番号276を廃止する。</p> <p>多摩区南生田2丁目地内において、箇所番号407を廃止する。</p> <p>麻生区片平1丁目地内において、箇所番号50を廃止する。</p> <p>麻生区下麻生1丁目地内において、箇所番号211を廃止する。</p> <p>麻生区下麻生1丁目地内において、箇所番号217を廃止する。</p> <p>麻生区下麻生1丁目地内において、箇所番号218を廃止する。</p> <p>麻生区高石6丁目地内において、箇所番号242を廃止する。</p> <p>麻生区高石6丁目地内において、箇所番号244を廃止する。</p> <p>麻生区東百合丘3丁目地内において、箇所番号291を廃止する。</p> <p>麻生区金程2丁目地内において、箇所番号339を廃止する。</p> <p>麻生区黒川地内において、箇所番号355を廃止する。</p> <p>麻生区上麻生5丁目地内において、箇所番号358を廃止する。</p> <p>麻生区上麻生3丁目地内において、箇所番号371を廃止する。</p> <p>麻生区黒川地内において、箇所番号373を廃止する。</p> <p>麻生区東百合丘1丁目地内において、箇所番号406を廃止する。</p> <p>麻生区金程2丁目地内において、箇所番号424を廃止する。</p> <p>高津区梶ヶ谷5丁目地内において、箇所番号25を縮小する。</p>

面積	備考
約 294.9 ha	<p>宮前区神木本町3丁目地内において、箇所番号175を縮小する。  宮前区菅生1丁目地内において、箇所番号199を縮小する。  宮前区平3丁目地内において、箇所番号257を縮小する。  宮前区野川地内において、箇所番号333を縮小する。  宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号535を縮小する。  宮前区馬絹地内において、箇所番号590を縮小する。  宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号607を縮小する。  宮前区野川地内において、箇所番号670を縮小する。  多摩区生田8丁目地内において、箇所番号29を縮小する。  多摩区中野島3丁目地内において、箇所番号307を縮小する。  多摩区南生田2丁目地内において、箇所番号402を縮小する。  麻生区岡上地内において、箇所番号32を縮小する。  麻生区向原3丁目地内において、箇所番号327を縮小する。  麻生区黒川地内において、箇所番号428を縮小する。  麻生区片平4丁目地内において、箇所番号56を拡大及び縮小する。  高津区久末地内において、箇所番号276を拡大する。  高津区下作延5丁目地内において、箇所番号316を拡大する。  宮前区有馬7丁目地内において、箇所番号64を拡大する。  宮前区平3丁目地内において、箇所番号256を拡大する。  宮前区野川地内において、箇所番号331を拡大する。  宮前区犬蔵2丁目地内において、箇所番号755を拡大する。  多摩区布田地内において、箇所番号365を拡大する。  麻生区片平3丁目地内において、箇所番号53を拡大する。  中原区宮内2丁目地内において、箇所番号173を追加する。  多摩区堰2丁目地内において、箇所番号578を追加する。</p>
	合計箇所数 1,868

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成20年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、農地の保全と活用として基本施策の一つに位置付けられており、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、「農」のあるまちづくりをめざすこととしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の追加及び区域の拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋が、共に不調であったため、行為制限が解除されたものや、道路または電気通信事業用基地局などの公共施設の用に供されたもの等について、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。